

2006年貸金業法改正の目的

多重債務問題を解決し、安心して利用できる貸金市場を目指すこと

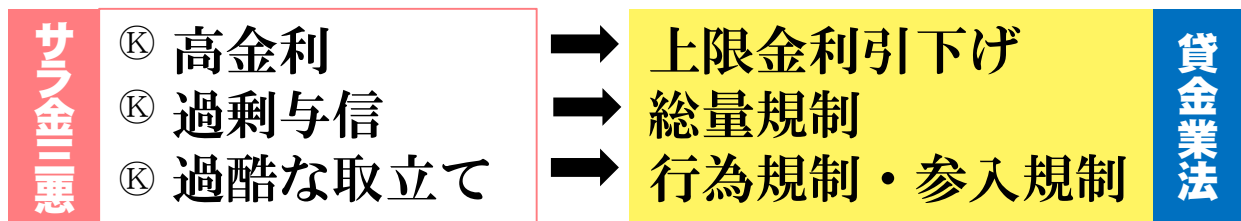
正規の貸金業者を利用したのに、多数の者が経済的に破綻

サラ金利用者 **1400万人**。 5件以上借入れ **230万人**。

自己破産 **18万4000人**。 経済生活苦による自殺 **7800人**。

* 自己破産件数・自殺者数は平成17年の統計

問題の根元を規制し、新たな多重債務者の発生を抑止



高金利は過剰与信を誘発し、過剰与信は過酷な取り立てを誘発し、過酷な取り立ては借り手を自転車操業に追い込み、多重債務に陥らせる(ここまでは正規の貸金業者の問題)。そして多重債務者をヤミ金融が狙う。

2007年多重債務問題改善プログラムの決定

多重問題改善プログラムを官民協同で推進。

業者規制だけでなく、公的制度・社会的連携を構築。

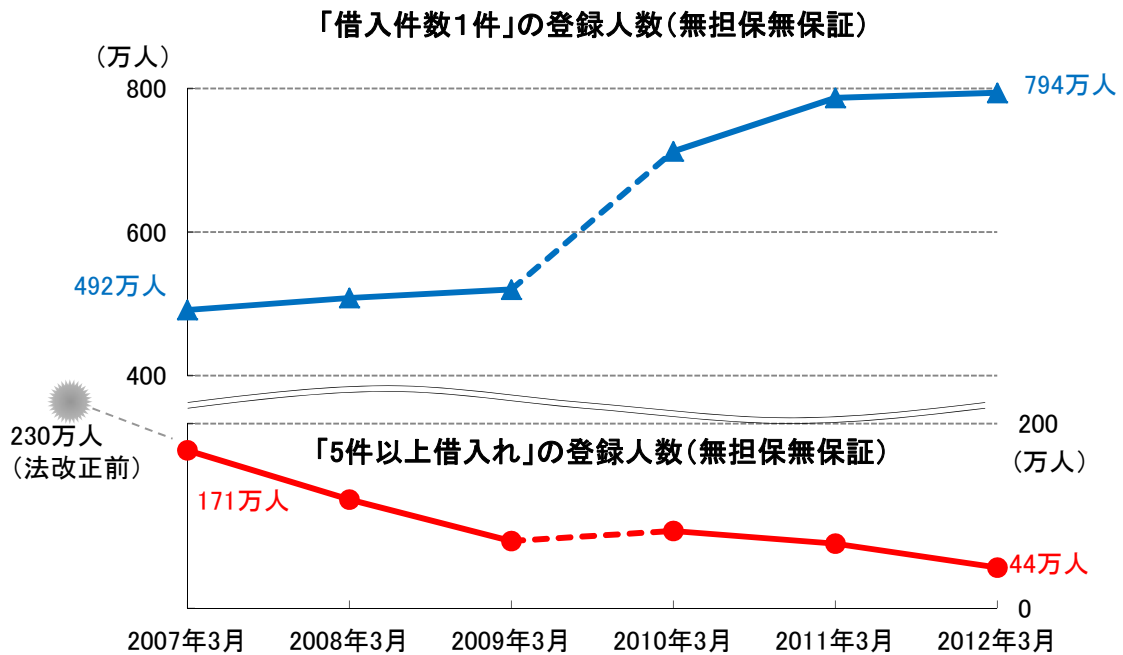
- ① 相談窓口の拡充
- ② セーフティネット貸付け
- ③ ヤミ金の撲滅
- ④ 消費者教育

多重債務を原因とする自殺や、ヤミ金融被害の減少のポイントは、ここにある。

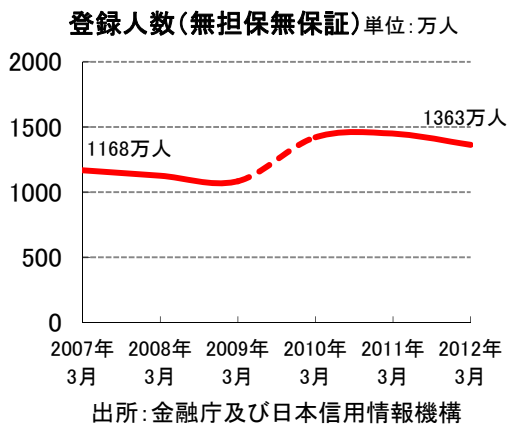
2008年リーマン・ショック以降の中小企業資金繰り支援

- 緊急保証制度・セーフティネット貸付け
- 中小企業金融円滑化法・金融検査マニュアル改訂
- 中小企業経営力強化支援法

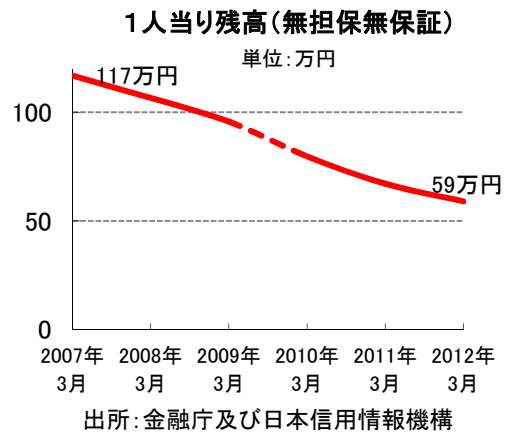
多重債務者は確実に減少



法改正前は230万人だった「5件以上借入れ」の者は、171万人（2007年）から44万人（2012年）へと大幅減少。逆に、借入れ件数1件の者は増加。



現在の登録人数1363万人は、労働力人口（2012年4月で約6591万人）に対し、5人に1人の割合。



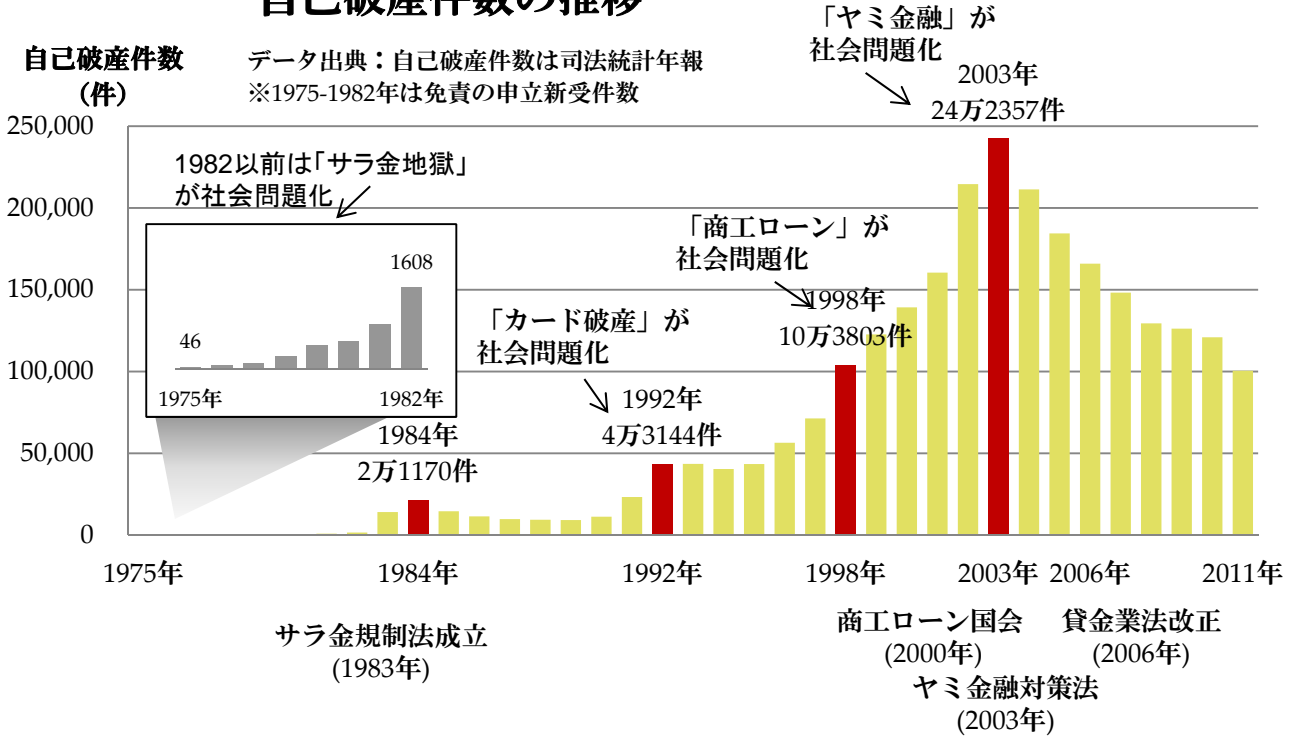
1人当たり借入残高は117万円（2007年）から59万円（2012年）へ。

現状は……

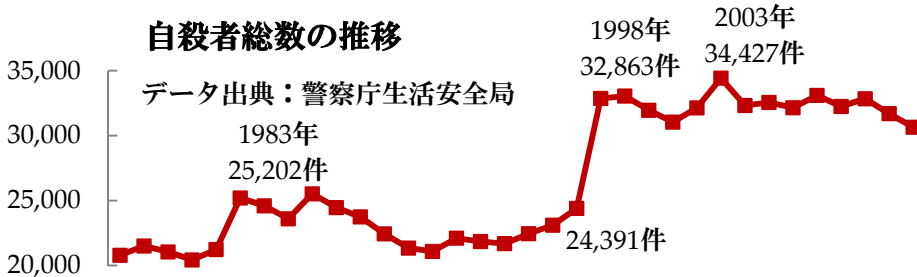
× 「返済能力がある人に貸せない」 ○ 「貸し過ぎが減っている」

破産・自殺は減少。しかし高金利を容認すれば、再燃の恐れ。

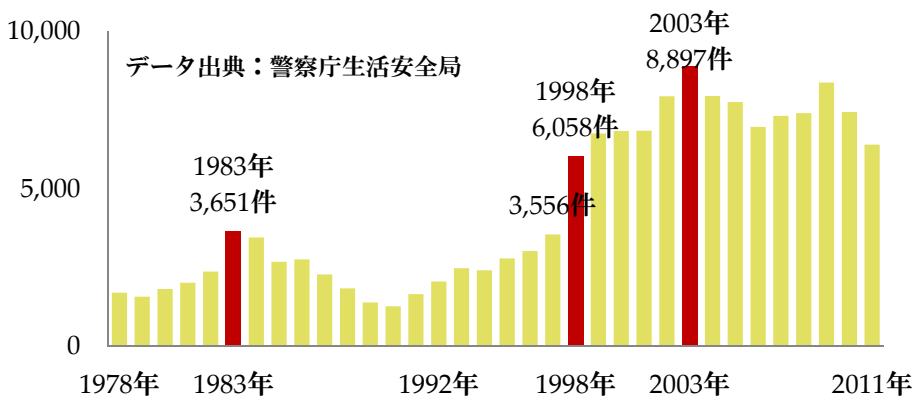
自己破産件数の推移



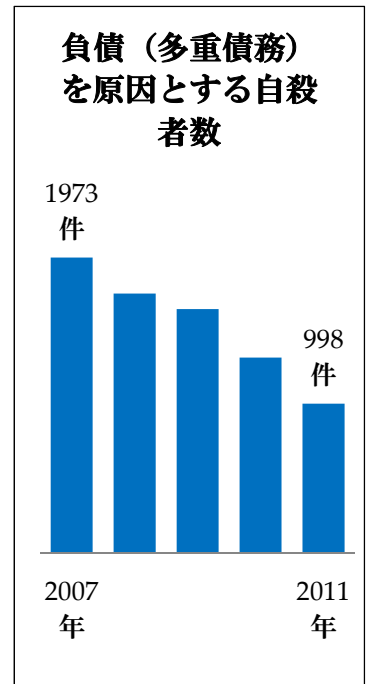
自殺者総数の推移



経済・生活問題を原因とする自殺者数の推移



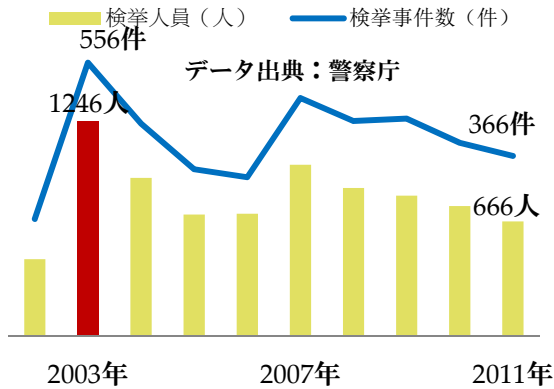
負債（多重債務）を原因とする自殺者数



ヤミ金融被害は減少。

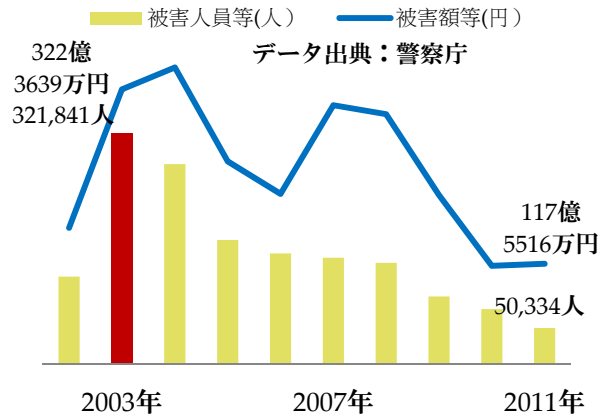
警察

検挙状況



ヤミ金融対策法 多重債務問題改善プログラム

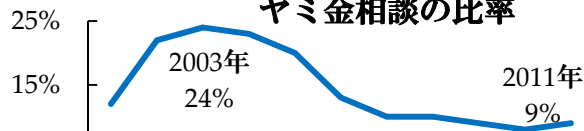
被害状況



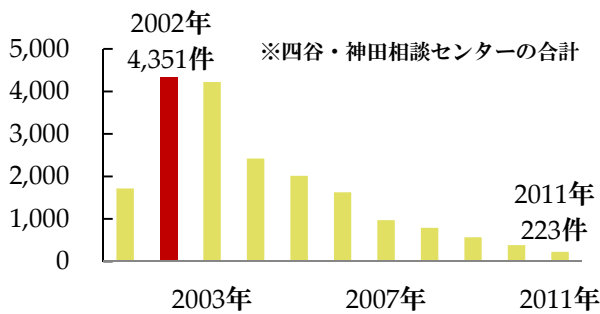
ヤミ金融対策法 多重債務問題改善プログラム

弁護士会

ヤミ金相談の比率

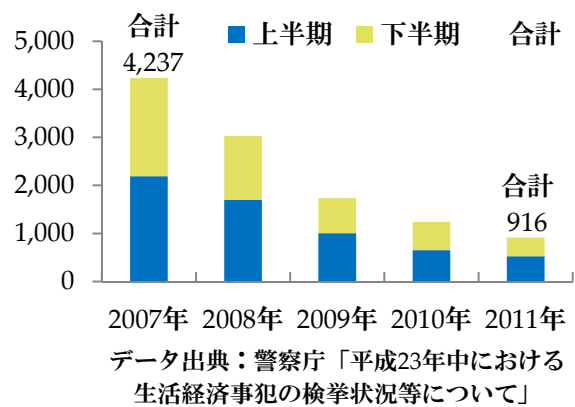


ヤミ金相談の件数



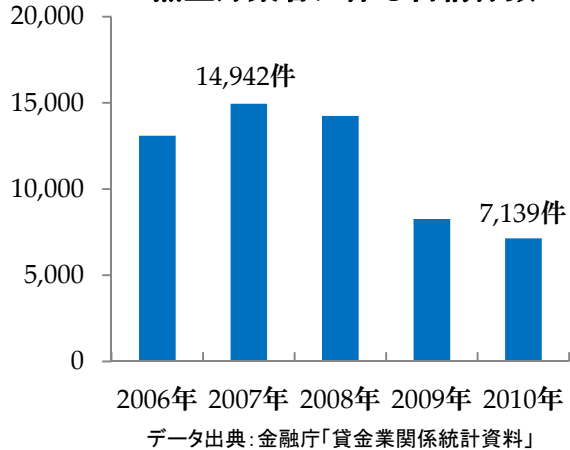
消費者センター

ヤミ金相談件数



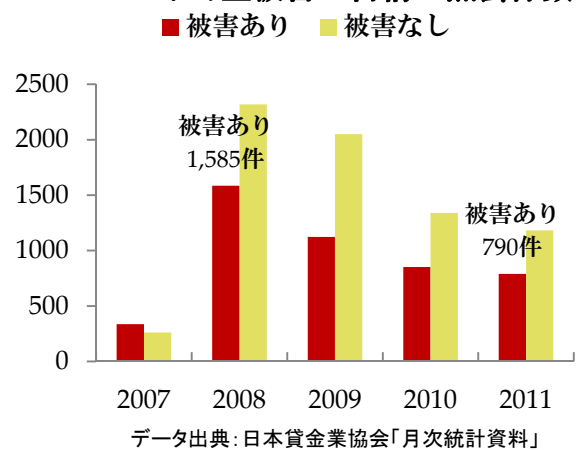
金融庁・財務局・都道府県

無登録業者に係る苦情件数

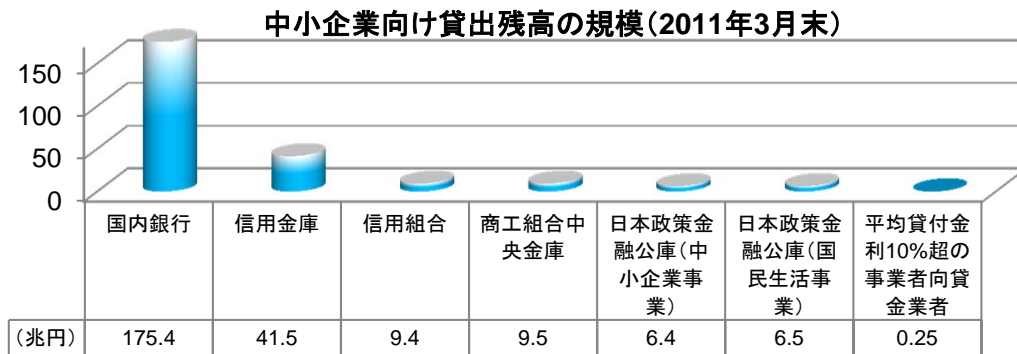


日本貸金業協会

ヤミ金被害の苦情・照会件数



高金利の復活は、中小企業の支援にはならない



データ出典: 中小企業庁及び金融庁

商工会議所では……

中小企業の資金繰りの悪化要因として「改正貸金業法の影響」をあげたのは、0～1%程度。本業の不振こそが問題。

中小企業の資金繰りの悪化要因(2009年8月～2011年2月)

	2009年		2010年				2011年
	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月
販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	71.0%	72.9%	80.5%	85.9%	78.6%	83.2%	78.5%
融資審査等、金融機関の融資態度	13.7%	11.3%	8.2%	5.8%	8.6%	6.2%	9.4%
融資期間・返済条件等、金融機関の融資条件	4.8%	9.2%	4.4%	4.8%	5.3%	4.6%	4.9%
改正貸金業法の施行の影響等ノンバンクの融資態度	1.5%	0.9%	1.3%	1.0%	0.8%	0.2%	0.0%
セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	8.9%	5.7%	5.6%	2.6%	6.8%	5.8%	7.2%

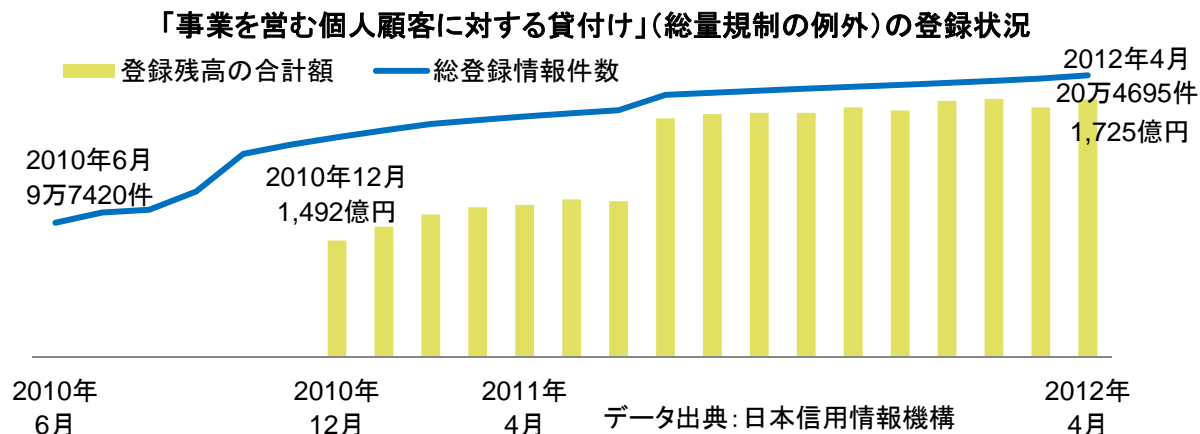
出所: 金融庁「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」

(2009年8月～2011年2月)

	2011年			2012年
	5月	8月	11月	2月
販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	59.1%	74.5%	83.9%	85.9%
金融機関の融資態度や融資条件等	1.4%	2.5%	3.4%	3.7%
東日本大震災や福島原発事故等の影響	36.7%	19.2%	9.6%	7.6%
改正貸金業法の施行の影響等ノンバンクの融資態度	0.5%	0.4%	0.0%	0.0%
セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	2.2%	3.4%	3.1%	2.9%

個人事業主は？

総量規制の「例外貸付け」は、A4版1枚の「事業・資金・収支計画」を提出し、返済能力を超えないと認められれば、年収3分の1を超える借入れが可能。利用状況は、20万件・1725億円の水準で微増ないし横這いの状況。



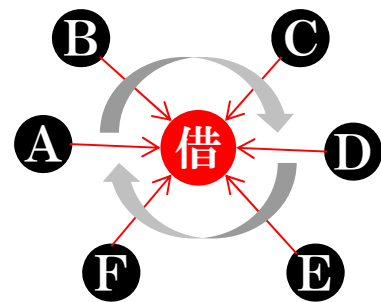
特例高金利は「特例」で終わらない

もしも、「中小企業の短期資金需要に応える」との理由で、
①最長半年間の融資期間を限度とする年30%の特例金利の設定
②総量規制の撤廃
を行ったら……？

A1 多数の業者による貸付けが競合して長期化・一般化する

∵総量規制が撤廃されると、各社が「融資期間を半年以内」に設定しさえすれば、何社でも競合して貸付けできる。

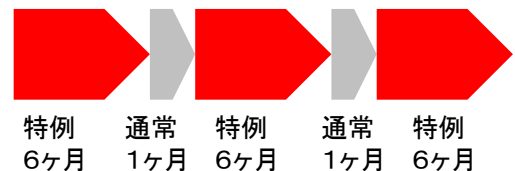
∵多数の「特例高金利貸付け」を受けて自動車操業をする借り手にとって、特例高金利が常態化・一般化する



A2 特例貸付け＋通常貸付けの組み合わせで、長期化する

∵融資期間の制限はあるが、融資禁止期間の定め（例えば6か月）はないので、特例貸付けと通常貸付けを交互に繰り返すことができる。

∵特例貸付けと通常貸付けの組み合わせで自社に囲い込まれる借り手にとって、特例高金利がほぼ常態化する。

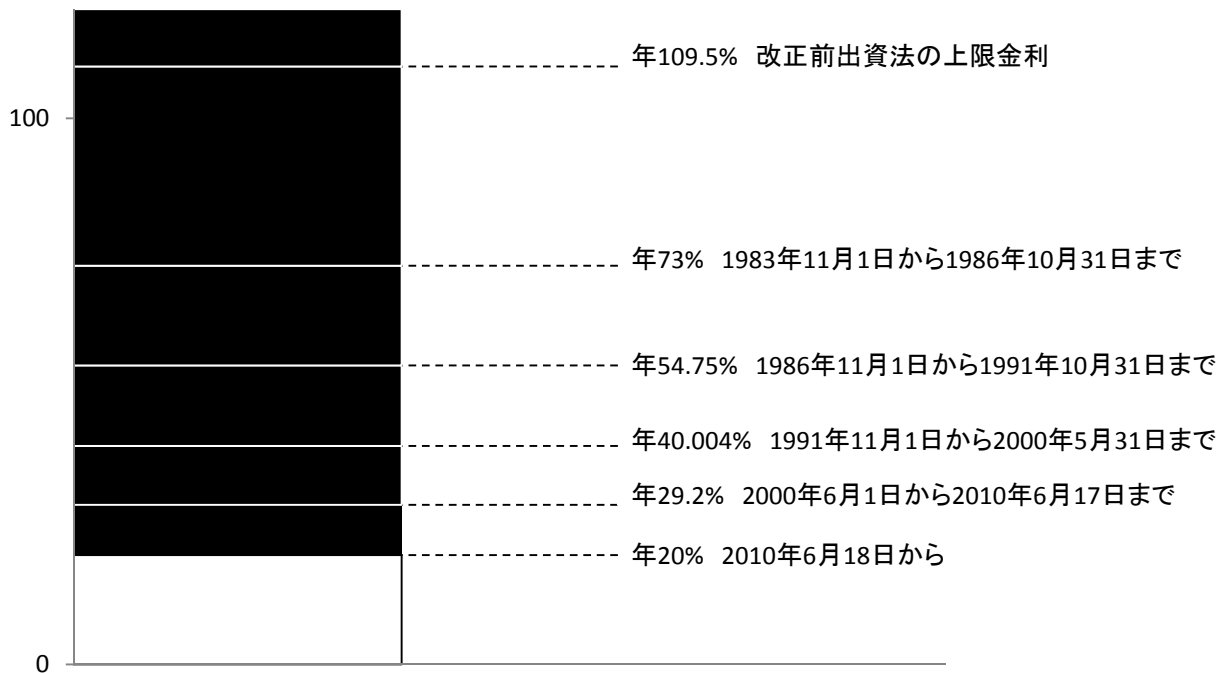


利息制限法による借り手保護を、中小企業についてわざわざ特例を設けて後退させ、高金利の脅威にさらすという、不合理・不公平な結果をもたらす。

金利規制の推移

利息制限法の制限利率の推移		
制限利率		<銀行貸出約定平均金利>
①明治10年9月11日 太政官布告 (1877年) 100円未満 100円以上1000円未満 1000円以上	年20% 年15% 年12%	年9.9645%(約10%)
②大正8年 法改正(1919年) 100円未満 100円以上1000円未満 1000円以上	年15% 年12% 年10%	年8.0665%(約8%) (大正5,6,7年は約7%)
③昭和29年 法改正(1954年) 10万円未満 10万円以上100万円未満 100万円以上	年20% 年18% 年15%	年9.08% (昭和24~28年は年10~12%)
④平成18年12月		年1.766%
⑤平成24年3月		年1.428%

出資法の上限金利の推移



改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明

深刻な多重債務問題解決のため、2010年（平成22年）6月18日に、改正貸金業法の目玉である出資法の上限金利の引下げ及び収入の3分の1以上の貸付の禁止（総量規制）等の完全施行がなされてから2年が経過した。

5社以上の借入れを有する多重債務者が法改正時の230万人から44万人に激減し、自己破産者は17万人から10万人に、多重債務による自殺者は1973人から998人に半減するなど、同改正は多重債務対策として大きな成果を上げている。

当連合会においても、2010年（平成22年）6月18日に「改正貸金業法の完全施行に関する会長声明」を公表し、その後「債務整理事件処理の規律を定める規程」（2011年4月1日から施行）を制定して弁護士による債務整理の適正化を図りつつ、全国的な相談会の実施や全国各地の弁護士会での無料相談体制を拡充し、地方自治体等の相談機関との連携を強化するなど、多重債務者の救済及びその生活再建やヤミ金融被害の救済等に向けて総力を挙げた活動を行ってきた。

他方、与野党の議員の間では、正規の業者から借りられない人がヤミ金から借入れをせざるを得ず、潜在的なヤミ金被害が広がっている、零細な中小企業の短期融資の需要があるとして、金利規制や総量規制の見直しの議論が起こっている。

しかし、ヤミ金については、相談件数も警察の検挙数も減っており、被害規模も小型化するなど、ヤミ金被害が広がっている根拠はない。また、日本の社会が二極化し、貧困層が拡大していることを鑑みると、正規の業者から借りられない人に対しては、簡単に借りられるようにするのではなく、「高利に頼らなくても生活できる」セーフティネットの再構築や相談体制の更なる充実が重要である。

さらに、日本の基幹ともいべき中小企業がリーマンショックによって深刻な影響を受けているが、国は緊急保証、セーフティネット貸付及び中小企業等に対する金融円滑化対策を実施し、地域金融機関等による支援策を行っている。このように、貸金業者による個人零細事業者への総量規制の例外貸付も一定の実績を有している現状下で必要な対策は、「短期の高利の資金」提供ではなく、総合的な経営支援策である。

当連合会は、改正貸金業法の成果を確認しながら残された多くの課題にも積極的に取り組んでいくことをここに表明する。

2012年（平成24年）6月18日

日本弁護士連合会
会長 山 岸 憲 司

各弁護士会からの会長声明

2012/7/26 現在

- 仙台弁護士会「改正貸金業法完全施行後2年を迎えるにあたっての会長声明」(6/13)
- 兵庫県弁護士会「貸金業法完全施行後2周年を迎えての会長声明」(6/18)
- 秋田弁護士会「改正貸金業法完全施行後2年を迎えるにあたっての会長声明」(6/25)
- 佐賀県弁護士会「改正貸金業法完全施行2年経過に関する会長声明」(6/26)
- 岩手弁護士会「改正貸金業法の見直しに反対する会長声明」(6/29)
- 愛知県弁護士会「改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/2)
- 福井弁護士会「貸金業法完全施行2周年を迎えての会長声明」(7/2)
- 第一東京弁護士会「改正貸金業法施行2周年を迎えての会長声明」(7/5)
- 大阪弁護士会「改正貸金業法完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/5)
- 岐阜県弁護士会「改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/6)
- 東京弁護士会「制限金利・上限金利引き上げと総量規制撤廃に反対する会長声明」(7/11)
- 山形県弁護士会「改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/17)
- 茨城県弁護士会「改正貸金業法の見直しに反対する会長声明」(7/17)
- 青森県弁護士会「改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/18)
- 奈良弁護士会「金利規制・総量規制の緩和に反対する会長声明」(7/18)
- 京都弁護士会「改正貸金業法等の見直しに反対する会長声明」(7/19)
- 旭川弁護士会「上限金利規制・総量規制の見直しに反対する会長声明」(7/23)
- 札幌弁護士会「改正貸金業法完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/25)
- 愛媛弁護士会「改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/26)
- 第二東京弁護士会「改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/26)
- 三重弁護士会「改正貸金業法の見直しの動きに反対する会長声明」(7/26)
- 金沢弁護士会「改正貸金業法の完全施行後2年を迎えての会長声明」(7/26)